（参考1）生物多様性国家戦略の見直し経緯について

■ 生物多様性条約の採択　（平成4年5月）

平成5年12月発効

締約国：189ヵ国および欧州共同体（2007年7月現在）

条約第6条
締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

■ 生物多様性国家戦略の決定　（平成7年10月）

環境基本計画の改定
（平成12年12月）

環境省発足
（平成13年1月）

関係省庁の施策の動向
・河川法改正（H9）
・海岸法改正（H11）
・食料・農業・農村基本法の成立（H11）
・港湾法改正（H12）
・森林・林業基本法の成立（H13）
・水産基本法の成立（H13）

■ 新・生物多様性国家戦略の決定　（平成14年3月）

・自然再生推進法制定
・自然公園法改正
・鳥獣保護法改正　（平成14年）

・カルタヘナ法制定　（平成15年）

・外来生物法制定
・文化財保護法改正
・景観法制定　（平成16年）

・国土総合開発法改正
(国土形成計画法)（平成17年）

・第3次環境基本計画閣議決定
（平成18年4月）

・鳥獣保護法改正
（平成18年6月）

■ 2010年目標　（平成14年 COP6）

第1回点検　（平成15年度）

第2回点検　（平成16年度）

平成17年～　人口減少

■ MA（ミレニアム生態系評価）（平成17年公表）

第3回点検　（平成17年度）

■ GBO2　（地球規模生物多様性概況第2版）
（平成18年 COP8）

第4回点検　（平成18年度）

COP10（2010年）の日本招致に関する閣議了解
（平成19年1月）

G8環境大臣会合（ドイツ・ポツダム）
（平成19年3月）

■ 戦略見直し懇談会
（平成18年8月～19年3月）
■ 中央環境審議会に諮問
（平成19年4月）
■ 地球環境保全に関する
関係閣僚会議　で決定
（平成19年11月）

■ 第3次 生物多様性国家戦略策定